

旭川医科大学研究戦略企画委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学研究戦略企画委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学研究戦略企画委員会規程（平成23年旭医大達第118号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p><u>(1) 学長が指名する副学長</u>（新設）</p> <p><u>(2) センター長</u></p> <p><u>(3) 教育研究支援部の教員</u></p> <p><u>(4) 知的財産支援部の教員</u></p> <p><u>(5) 技術支援部の専任教員</u></p> <p><u>(6) 事務局長</u></p> <p><u>(7) その他委員長が必要と認めた者</u></p> <p>2 前項第7号の委員は、学長が委嘱する。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 前条第1項第7号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長)</p>	<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p><u>(1) センター長</u></p> <p><u>(2) 教育研究支援部の教員</u></p> <p><u>(3) 知的財産支援部の教員</u></p> <p><u>(4) 技術支援部の専任教員</u></p> <p><u>(5) 事務局長</u></p> <p><u>(6) その他センター長が必要と認めた者</u></p> <p>2 前項第6号の委員は、学長が委嘱する。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 前条第1項第6号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長)</p>

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(略)

#### 附 則

この規程は、令和4年4月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

#### 【改正理由】

委員会組織の見直しを行い、もって委員会の円滑な運営を図るとともに、規定の整備を図るものである。

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(略)